

千葉市公告第502号

千葉市営住宅条例（昭和36年千葉市条例第5号）第4条第3項（同条例第46条第4項及び第51条において準用する場合を含む。）の規定により、市営住宅入居者の公募に必要な事項を次のとおり公告します。

令和4年6月24日

千葉市長 神谷俊一

- 1 公営住宅の入居者資格、名称、所在地、募集戸数、規格、家賃別表のとおり
- 2 申込方法
市営住宅入居申込書を、千葉市住宅供給公社へ郵送する方法による。
- 3 選考方法の概略
入居の申込みをした者の数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、公開抽選の方法による。申込みがない住宅については再募集を行う。
- 4 申込期間
令和4年7月1日から同月10日まで。申込みがない住宅の再募集申込期間は令和4年8月15日から同月24日までとする。
- 5 選考結果の通知
入居の申込みをした者全員に選考結果を書面により通知する。
- 6 入居時期
令和4年10月1日以降（千葉市住宅供給公社所定の条件を満たす場合は令和4年9月15日以降）。再募集に関しては、令和4年11月1日以降とする。

別表(定期募集)

1 一般世帯向住宅

(1)入居者資格

次の条件の全てを具備すること。

- ① 申込者が日本国籍を有すること。または、外国人で、永住許可を受けた者、特別永住者として永住することができる資格を有する者又は住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により住民基本台帳に記録されている者で、1年以上日本に在留していること。
- ② 千葉市内に住所を有すること、または申込日現在で千葉市内に勤務先があること。
- ③ 現に同居し、又は同居しようとする親族(内縁関係にある者又は婚約者を含む。)があること。
- ④ 収入が入居収入基準内であること。
- ⑤ 現に住宅に困窮していること。
- ⑥ 市町村民税を滞納していないこと。
- ⑦ 申込者本人及び同居する親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。また、単身入居可能な住宅への申込みについては、上記①、②及び④から⑦の要件を具備するほか、戸籍上配偶者のいない者で、本人が自立して日常生活ができ、かつ下記のア～コの要件のいずれかに該当すること。

ア 60歳以上の者

イ 身体に障害があり、1級から4級までの身体障害者手帳の交付を受けている者

ウ 精神に障害があり、精神障害者手帳の交付を受けている者

エ 知的障害者で、療育手帳の交付を受けている者

オ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。)を受けている者

カ 戦傷病者として認定されている者

キ 原子爆弾による被爆者

ク 海外からの引揚者で5年を経過していない者

ケ ハンセン病療養所入所者等

コ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止等法)第1条第2項に規定する「被害者」で次のいずれかに該当する者。

①配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者。

②配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者。

2 老人世帯向住宅

(1)入居者資格

一般世帯向住宅の入居者資格の①、②及び④から⑦の条件を具備するほか、申込者が60歳以上の者であり、かつ同居しようとする親族のいずれもが次のアからウまでのいずれかに該当すること。

ア 配偶者。

イ 18歳未満の者。

ウ 重度又は中度の身体障害者又は知的障害者。

(2)改良住宅の名称、所在地、戸数、規格及び家賃

名称	所在地	戸数	規格					月額家賃(円)
			構造	階数	型式	間取り	専用面積(m ²)	
白旗	中央区白旗1丁目2番	1戸	中耐	1階	1K	6.0	28.3	11,600 ～ 15,300
	小計	1戸						